

秋田市告示第201号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項、第78条の2第1項、第115条の2第1項および第115条の12第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条、第78条の11、第115条の10および第115条の20の規定により告示する。

令和5年7月4日

秋田市長 穂積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの 種 類
合同会社シュ ーネット	訪問看護 ステーシ ョンおん ぶ	秋田市土崎港北 一丁目13番43号	令和5年7月1日	訪問看護、 介護予防 訪問看護
アースサポー ト株式会社	アースサ ポート秋 田飯島	秋田市飯島道東 二丁目12番45号	令和5年7月1日	訪問入浴介 護、介護予 防訪問入浴 介護
株式会社りぼ ん	小規模多 機能型居 宅介護事 業所りぼ ん広面	秋田市広面字大 袋50番地3	令和5年7月1日	小規模多機 能型居宅介 護、介護予 防小規模多 機能型居宅 介護